

# 平成 23 年度 第 2 回評議員会 議 案 書

日 時：平成 23 年 8 月 31 日（水）

議 案：第 1 号議案 被災地訪問時の福祉助成金交付の件

第 2 号議案 申請書類作成の理事長一任に関する件

第 3 号議案 最初の評議員選定委員会規則（案）

に関する件

財団法人 前川報恩会

## 第 1 号議案 被災地訪問時の福祉助成金交付の件

寄付行為第 4 条第 2 号記載の「心身障害者およびこれらの者を援護する施設に対する援助」に関し、東日本大震災による被災地を対象とした助成事業を平成 23 年度補正収支予算の枠内で行うこととなりました。

当該助成事業を行うにあたり、事務局職員 2 名が岩手県大船渡市、陸前高田市及び宮城県東松島市、七ヶ浜町にて、2 日間（平成 23 年 8 月 9 日から 10 日まで）に渡り調査を行い、現地の状況を把握することに努めました。現地の行政機関及び福祉施設を訪問し、被災時の状況や被害の現状を詳細にお伺い致しました。その際、当該施設にとり福祉助成金を交付することが有益であると判断致しました場合には、福祉助成金を即刻交付して参りました。

なお、本件につき、福祉助成事業に関し所官庁である厚生労働省より事前に許可を頂いております。

以上より、総額 30 万円を以下の福祉施設へ交付致しましたので、審議のうえ承認を求めます。

社会福祉法人 愛生会 吉浜荘,                      社会福祉法人 燦々会 あすなるホーム,  
社会福祉法人 矢本愛育会 ぎんの星,            社会福祉法人はらから福祉会 みお七ヶ浜

## 第 2 号議案 申請書類作成の理事長一任に関する件

平成 23 年度第 1 回評議員会にて、新公益法人制度改革に基づく「移行後の最初の評議員選定委員会委員候補者名簿」、「最初の評議員候補者名簿」、及び「新定款案」作成につき、前川理事長に一任する旨の承認をいただきました。

以上の他、移行申請をする際に必要な申請書類の作成を、前川理事長に一任することにつき、審議のうえ承認を求めます。

## 第 3 号議案 最初の評議員選定委員会規則（案）に関する件

新公益法人制度改革に関する最初の評議員選定委員会を平成 23 年 9 月 15 日に開催することとなりました。つきましては、その際に適用致します「最初の評議員選定委員会規則（案）」を次頁以下の通り、作成致しました。審議のうえ承認を求めます。

## 財団法人前川報恩会最初の評議員選定委員会規則（案）

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）第92条の規定に基づき、財団法人前川報恩会における最初の評議員の選任に関する手続き等を定めることを目的とする。

### （設置）

第2条 評議員を選任するため、財団法人前川報恩会評議員選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、評議員の選任を行う。

### （構成）

第3条 委員会は、現行寄附行為上の評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の計5名で構成する。なお、外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となつたことがある者
- (3) (1)及び(2)に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつたものを含む。）

### （任期）

第4条 委員会の委員の任期は、移行登記完了日前日をもって終了する。

### （委員の報酬等）

第5条 委員会の委員は、無報酬とする。

- 2 委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

### （委員会の招集等）

第6条 委員会は、理事長が招集する。

- 2 委員会を招集するには、各委員に対し、会議の目的たる事項、日時、及び開催場所を示して、会議の1週間前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。

### （議事）

第7条 委員会の議長は、委員による互選とする。

- 2 委員会の会議は、公開しない。ただし、特に委員会が認めた場合は、公開できる。
- 3 会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2人以上が署名押印の上、これを保存する。

### （候補者の推薦）

第8条 理事会及び評議員会は、各々評議員候補者を委員会に推薦することができる。

- 2 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。ただ

し、事務局職員をして説明させることができる。

- (1) 当該候補者の履歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

(規則の変更)

第10条 この評議員選定委員会規則は、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

附則

この規則は、平成23年8月31日より施行する。